

事務連絡
令和3年1月14日

各関係団体の長 殿



三重労働局雇用環境・均等室長

「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」等の
周知に係る協力依頼について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、配偶者手当については、税制、社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の「就業調整」の要因となっていると指摘されているところです。こうした中、女性活躍加速の為の重点方針2020（令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、「民間企業における配偶者手当については、平成30年1月に改訂されたモデル就業規則も活用しながら「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」についても引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方を促していく」とされるとともに、経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）において、「就業調整の解消や女性に集中する子育ての負担の軽減に取り組む」とされております。

今般、社会保障制度について、配偶者手当の在り方の検討に関連する制度改正が行われたので、当該制度改正の内容を踏まえ、「配偶者手当」の在り方について」を改訂し、別添リーフレットを作成しました。

貴団体におかれましても、この趣旨をご理解の上、同封するリーフレットによる周知や、別添の「掲載文例」を参考に貴団体の広報紙またはホームページへ掲載していただく等の方法により、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、掲載文例やリーフレットの電子データが必要な場合には、下記担当までご連絡ください。

また、本件について、広報誌・HP等へ掲載されました際は、参考までに下記担当あてご連絡いただければ、幸いに存じます。

（参考）

厚生労働省HP <http://mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

三重労働局雇用環境・均等室

所在地：津市島崎町327-2

電話059-226-2318

担当：笹本・杉山